

コミュニティ・スクール検討委員会 議事録（第1回検討委員会）

◆日時 平成30年7月11日（水）午後3時から

◆場所 上杉分庁舎 12階 第1会議室

◆出席委員

氏名	現職等	備考
水谷 修	東北学院大学 教養学部長	委員長
梨本 雄太郎	宮城教育大学教職大学院 教授	副委員長
大内 ユカリ	仙台市立幸町中学校 PTA会長	
亀倉 靖宏	仙台市立上杉山中学校 校長	
今野 孝一	仙台市立上杉山通小学校 校長	欠席
島田 福男	仙台市連合町内会会長 副会長	
千田 初男	愛子の森ハグリッツ 運営委員長	欠席
山川 由紀子	西中田小学校学校支援地域本部 西中田こみこみスクール スーパーバイザー	
山口 裕子	仙台市立沖野小学校PTA会長	
横山 倫子	高森中学校区学校支援地域本部 スーパーバイザー	

◆配付資料

資料1 コミュニティ・スクール検討委員会 委員名簿

資料2 コミュニティ・スクール検討委員会の運営について（案）

資料3 コミュニティ・スクール検討委員会 設置要綱

資料4 コミュニティ・スクール検討委員会 スケジュール（案）

資料5 本市での関連事業について

参考資料1 コミュニティ・スクール2017～地域とともにある学校づくりを目指して 【文部科学省】

参考資料2 仙台版「学校支援の手引き」 【仙台市教育委員会】

参考資料3 子どもたちの学びに地域の力を「仙台市の学校支援地域本部」 【仙台市教育委員会】

参考資料4 仙台市確かな学力育成プラン2018（概要版） 【仙台市教育委員会】

◆会議概要

1 委嘱状・任命状交付

2 開 会

3 教育長挨拶

4 委員及び事務局職員紹介

5 委員長・副委員長選出

6 委員長・副委員長挨拶

7 議事

(1) 検討委員会の運営に関する事項について

事務局より「資料2 コミュニティ・スクール検討委員会の運営について（案）」について確認。

○会議の公開非公開について～原則として公開

○傍聴者の方の遵守事項について

○議事録について

## (2) コミュニティ・スクール検討委員会について

事務局より「資料3 コミュニティ・スクール検討委員会 設置要綱」「資料4 コミュニティ・スクール検討委員会 スケジュール(案)」に基づき説明。

○資料3 要綱第1条(設置)「地域とともに歩む学校づくりを目指し、本市の特性を生かしたコミュニティ・スクールの設置及び運営に関する検討を行う」

- ・コミュニティ・スクールとは、本市全ての教育活動の基盤である「地域とともに歩む学校」を推し進める1つの有効な手立てになるもので、保護者や地域のニーズを学校教育に反映させるために、地域住民が学校運営に参画する仕組みである。
- ・制度の導入により、保護者や地域の住民が、学校の抱える課題を共有し、必要な支援について議論することを通し、これまで以上に学校運営に積極的に関わる事が可能となり、地域ぐるみで子どもを育む体制づくりにつながっていくと考えられる。
- ・国では、平成16年度より、法律において任意に設置することができるとしていたものが、平成29年3月の法改正により、設置が努力義務化となった。
- ・コミュニティ・スクールの3つの機能  
「校長が作成する学校運営の基本方針について承認する」「学校運営に対して、教育委員会または校長に意見を述べる事ができる」「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める範囲で意見を述べる事ができる」という3つがある。
- ・法改正によって「学校運営に関する意見」については、学校運営上必要な具体的な支援についても協議する」ということが加えられた。

○資料3 要綱第2条(所掌事項)について、「学校支援地域本部や協働型学校評価を基盤とした、本市に適したコミュニティ・スクールのあり方を検討し、その結果を教育長に報告をする。」

- ・「地域とともに歩む学校」を推進する手立てとして、本市では、学校評議員制度や学校関係者評価委員会、学校支援地域本部事業等に取り組んできた。
- ・これらの類似した取組みを整理し、既存の仕組み・制度の実績を踏まえ、これまでの学校・家庭・地域社会三者で築き上げてきた良好な関係、取組を生かした本市ならではの、仙台版コミュニティ・スクールの在り方について検討願いたい。
- ・コミュニティ・スクールの設置により地域の様々な団体が、より連携しやすく、互いに子どもを育もうという共通の意識でネットワーク化が一層進むことにつながり、地域総ぐるみで子どもを育む仕組みづくりが進展するものと期待している。

○資料3 要綱第3条(組織等)委員会の構成については、有識者、小学校・中学校校長代表者、そして地域関係者の代表者、保護者代表者、学校支援地域本部関係者の代表者から構成している。また、本委員会は、報告が終了した時点で解散となる。

以下は、後ほどご高覧願いたい。

○資料4今後の本委員会は、今回を含めて年度内に5回を予定。

・2回目は「地域とともに歩む学校を進める取組みについて理解を深める機会、3回目はコミュニティ・スクールについて講師の方を招致してのヒアリング、4回目からはこれらを踏まえた、仙台版コミュニティ・スクールの内容の検討。

水谷委員長：検討委員会の委員の任期が終了時点となっていたが、いつ頃までを目途に結論を出すということになっているのか。

事務局：コミュニティ・スクールの早急な導入を求める声とその一方で本市の取り組んできた学校支援地域本部等を丁寧に整理しながら進めていくという立場もある。あまり先延ばしはできないが、本委員会でどのようなスケジュール感を持って進めていくかについても議論していきたい。

水谷委員長：設置要綱の第2条での説明で用いた、学校支援地域本部事業や協働型学校評価のスライドは共通理解を図る上でよい資料となるので配付をしてほしい。

事務局：第2回検討委員会で、学校支援地域本部、協働型学校評価について資料を基にして、丁寧に説明したいと考えている。その際に要望について考えたい。

### (3) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

事務局から、スライドと補助資料1「コミュニティ・スクール2017」等で説明。

○コミュニティ・スクールとは、保護者や地域住民が学校教育に参画する仕組みである「学校運営協議会」が導入された学校であり、学校運営に保護者や地域住民の意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みである。

○コミュニティ・スクールには地域と一体となって保護者・地域住民とともに特色ある学校づくりを進めるために、主に3つの機能(前掲)がある。この機能により、保護者や地域のニーズを学校教育に反映させ、参画を進めることで、積極的に地域の声を取り入れ、その力を生かすことが可能となる。

○国では、コミュニティ・スクールの導入を進めるため、平成29年3月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正(補助資料1「コミュニティ・スクール2017」2ページ参照)し、設置が努力義務化された。

○「コミュニティ・スクール2017」1ページ下段のポンチ図コミュニティ・スクールの仕組みの概要の中の「学校運営協議会」コミュニティ・スクールの核となる組織で、保護者や地域住民等が学校運営に関わるための合議体である。

○地域と学校が、共通の目標に向かって役割分担を行い取り組むことで、地域、学校それぞれ主体的な取組みが行われ、その成果を共有することから達成感を味わうことができる(補助資料1「コミュニティ・スクール2017」4ページ参照)。

○補助資料1「コミュニティ・スクール2017」11ページの事例。

学校支援地域本部や放課後子ども教室を生かした、奈良市立三笠中学校の事例は、コミュニティ・スクール導入で、学校と地域の関係をより深め、「学校づくり」と「地域

づくり」を同時に進めることを目的として取り組んだ事例である。地域教育協議会のメンバー構成に学校支援地域本部の組織を生かすなど工夫。「学校運営協議会の行動指針を定めたことで、地域・家庭・学校が互いの立場を明確にして取り組むことができるようになった」「教職員の勤務実態の課題を、学校運営協議会で協議し、最終下校後1時間以降は電話対応しないことを実現」「地域行事での子どもたちの取組みの見直しで子どもたちの自己有用感に高まり」といった成果が挙げられている。

○現在のコミュニティ・スクールの設置状況（「コミュニティ・スクール2017」8ページに関連したA4版の追加資料参照 平成30年4月現在）。

- ・全国のコミュニティ・スクール設置校の数5,432校。学校運営協議会の設置が努力義務化された1年間で設置校は1.5倍になった。
- ・学校設置者は、全体の3割にあたる532市区町村及び18道府県の教育委員会（学校組合を含む）が導入し、こちらも前年の約1.5倍に増加。高等学校のコミュニティ・スクールは前年の65校から382校となり、5倍以上となった。
- ・政令指定都市20都市において、7都市が導入。札幌市1校（高）、川崎市10校（小7、中3）、神戸市7校（小4、中3）、横浜市177校（小124、中48、義務2、高2、特支1）、静岡市3校（小）、京都市237校（幼13、小158、中52、特支8）、岡山市64校（幼55、小77、中31、高1）。その他、浜松市で平成28年度から「コミュニティ・スクール推進事業」を実施し17校でモデル事業を実施。
- ・県内の設置状況としては、5市町、計31校で導入。登米市で21校、気仙沼市で2校、東松島市で5校、柴田町で1校、七ヶ宿町で2校（いずれも小学校か中学校）。

島田委員：仙台市では「地域とともに歩む学校」ということで、今までも地域と学校はともにやってきた。自分の地域でも、学校は地域の活動拠点という意識で、ずっと学校と連携をとって活動してきた。学校評議員制度、学校関係者評価委員会でも、説明の内容とほとんど同じことを行ってきたが、コミュニティ・スクールによって、その連携がさらに深まると捉えてよいか。

事務局：「地域とともに歩む学校」がコミュニティ・スクールの導入によりさらに前進するのは、地域ごと、学校ごとによって違って来る。今まで学校と地域が築いてきた、良好な関係を基本に進めなければ、制度だけ取り入れても進まないことが考えられる。例えば、機能の1つに学校長の学校経営の方針について承認するというのがあるが、機械的な承認なのか、「いや、校長先生、もっとこういったことがいいよ。」といったようにざっくばらんにもものが言える関係性があれば、コミュニティ・スクールを導入することにより、学校と地域の関係がより深まっていく可能性がある。委員の方々が普段の学校と取り組んでいる状況も交えて、仙台版コミュニティ・スクールの在り方を検討していきたいと考えている。

山川委員：以前から聞いていた話では、学校支援地域本部とあまり変わりが無いとのことだったが、説明からだいぶ変わるという印象がある。このコミュニティ・スクールにつ

いて一番コアの部分、中心は誰が担うのか伺いたい。

事務局：スライド画面でも構成メンバーを示したが、学校においては管理職だけではなく、具体的に動く地域連携担当教員の活用が考えられる。一方、地域については、協議内容によって異なり、学校毎に構成メンバーも含めて変わってくる可能性もある。ただ言えるのは、学校支援地域本部事業は、管理職の理解のもと、先生方が必要性を感じ、担当任せにならずに、組織として動いている学校がうまく展開している。コミュニティ・スクールでも担当者任せにならずに、組織を上げて先生方一人一人が良さを感じてやっていくということが基本になるかと考える。

山川委員：「コミュニティ・スクール 2017」の資料の1ページの図の中に「地域学校協働活動推進員など」についてご説明が無かったが、これはどういう仕事をする方なのか。

事務局：本市の学校支援地域本部ではスーパーバイザー、また、地域コーディネーターが本部運営において、ネットワークづくりから地域で子どもを育む体制づくりで力を発揮している。こちらの地域学校協働活動は、学校の教育課程だけでなく、学校の教育課程外のところ、例えば土曜日・日曜日の、子どもの関わるような活動、放課後子ども教室等も含め子どもたちの活動支援、あるいは体験活動を企画等より幅広く活動するものである。そのようなところでコーディネーターをしている、またはその推進をする上で研修等も受け専門的な知識をもって牽引するような方である。

横山委員：島田委員と同じような考えだが、高森地区に学校支援地域本部を設置したとき、町内会から、今でも十分に学校と地域と連携している、今さらなぜかという意見があった。実際にスタートし、スーパーバイザーとして私が間に入り学校と地域をつなぐ役目を果たすことで、自分自身が地域にとって役に立っている、学校支援地域本部を設置したことで地域がまとまってきたことが感じられる。地域ぐるみで子どもたちを育てる意識は、中学校区健全育成会でもあったが、学校支援地域本部の活動を通して、地域のボランティアも増え、学校をみんなで支えていくという意識がさらに高くなってきたと思っている。コミュニティ・スクールはそれがさらに進む活動と思うが、学校の先生方は、学校に地域がどんどん中に入ってくることをどのように考えるのか、少々不安がある。学校に行って先生方が大変だ、忙しいなあと感じている。負担にならないのかという心配がある。

もう一つは、先週中学校区の健全育成会で、将来の子どもたちについて考えようという講演会を行った。荒井元教育長のお話をいただき、AIが発達していく中で、子どもたちをどのように育てていくのか、ワールドカフェという少人数グループでの話し合いをした。グループには、地域の人、PTA、PTAのOBなど様々な方が入り、それぞれのグループでいろいろな話が出てとても盛り上がった。私はこの先のところをもっと高森地区で取り組みたいと思ったが、そういうこともコミュニティ・スクールの基盤になるのかと考えてよいか。

事務局：基盤となるものは地域ごとによって変わってくると考えている。この後の検討委員会で先

進地区の例が、どういったタイプから発展したコミュニティ・スクールなのかも紹介していきたい。例えば、説明で取り上げた三笠の例は学校支援地域本部を核としながら広がっていったとか、あるいは学校評議員制度から広がっていったタイプとか、様々なタイプがあるので、そういった事例を踏まえ進めていきたい。ただし、最後は「人」ではないか。成功事例には、適任者、いわゆるコーディネーターを担う人が基盤になって、広げていくという可能性はあると考えている。

先ほど山川委員からの質問に関連して、仙台版のコミュニティ・スクールをする場合、コーディネーターの人材が必要ではないかといったことも想定しているので、人材を含めてどのような進め方が、仙台版コミュニティ・スクールの活性化につながるかという事も、今後、意見を頂戴したいと思っている。

水谷委員長：横山委員の先生の負担とか、先生がこの制度をどう見ているかそういう点のデータはあるか。

事務局：先行自治体から、先生方はまず必要感が無いものには、負担感を感じるようになるので、導入まで十分な共通理解が必要という報告を聞いている。軌道に乗ると良さが感じられる。学校支援地域本部についても1年後くらいまでは、負担感を感じていたが、軌道に乗ると、先生方がその良さを実感するようになり、意欲的になってくるということがあった。コミュニティ・スクールにおいても共通理解、先生方の必要感、プラス地域住民の方の必要感、先ほど「今でもうまくいっている」「必要ない」という話があったが、「必要性」をいかに地域の方々を含め、学校の先生方に感じてもらえるかが、ポイントになると感じている。

#### (4) 本市での関連事業について

事務局から資料5「本市の関連事業について」とスライドで説明。

○本市では、コミュニティ・スクールに関連する事業として「学校評議員制度」「学校関係者評価委員会」「学校支援地域本部事業」に取り組んでいる。

・これらの事業は、地域住民や保護者の意見を学校運営に反映させる仕組みを持っている事業であり、その概略を説明したい。

○学校評議員制度は、学校教育法施行規則の改正により設けられた制度。学校設置者の判断により、学校に置くことができる。目的は、開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たすことである。

・校長の求めに応じ、評議員個人としての意見を求めるもので、学校評議員に意見を求める事項は、校長が判断する。

・学校評議員が一堂に会して意見を交換し合う学校評議員会を開催することもある。

・学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者を、校長が推薦し、教育委員会が委嘱。

○学校関係者評価委員会は、学校教育法及び同法施行規則の改正により設けられた制

度。学校に対し実施・公表の努力義務が課されている。その目的は、学校の教育活動等の成果や取組みに対する自己評価を、学校関係者評価委員会が不断に検証することにより、学校運営の組織的・継続的な改善を図ること、各学校が保護者や地域住民等対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得ること、学校に対する支援や条件整備等の充実につなげていくことである。

・構成員は、学校事情により異なるが、保護者、学校評議員、地域住民や地元企業関係者、子どもの健全育成・安全確保の観点から青少年健全育成関係団体等の関係者などから、学校長の任命によって委嘱する。

○協働型学校評価は、仙台市独自の取組みとして、各学校で学校関係者評価委員会を活用して実施している。

・児童生徒の現状や課題から、学校・家庭・地域の三者が協働して目指す協働型学校評価の「到達目標」を設定し、その達成に向けて「重点目標」を決めて、それぞれの立場から改善活動に取り組み、その成果を次年度に生かしながら、新たな重点目標設定につなぐP-D-C-Aサイクルによる改善活動の継続的な営みである。

○学校支援地域本部の活動は、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整え、学校の求めに応じて地域住民等のボランティアによる、学校支援活動を行う。学校教育活動の充実、地域住民の生涯学習の充実、家庭・地域の教育力向上の3点を目的として実施している。

・本部事業の推進に資するため、各本部に地域教育協議会を設置することとし、支援活動の方向性の協議や活動の評価、学校支援を円滑に行うための学校と地域との情報交換等を行う。

・構成員例としては、校長、教職員、学校評議員、PTA関係者、町内会長、民生委員・児童委員、商店街関係者、生涯学習施設職員、ボランティア団体代表、地域コーディネーター等で、構成員は、その趣旨から地域から幅広く人選する。

○学校運営協議会が他の事業と異なっているのは、保護者や地域住民が教育活動を充実させる取組みに、一定の権限と主体性を発揮して学校運営に対し、参画できる点である。

梨本副委員長：説明されたもの以外に、放課後子ども教室のようなものを、どのように位置付けていくか関心がある。コミュニティ・スクールでの協働を考える際に、教育課程以外の放課後や休日などで、地域の力を生かし、子どもたちにとって有意義な活動をしていくものも協働である。子どもたちの活動をどう捉えるか、幅広く見ていくためにも、放課後子ども教室などを積極的に続けていくということがあっていいと思っているが、この点をどう考えたらよいか。もう一つ、PTAの活動も、地域住民や保護者の意見を学校運営に反映させる仕組みとして、ずっと行ってきたことである。コミュニティ・スクールを導入するにあたって、PTAの在り方も活性化するといいと個人的には考えている。委員の方の出ている学校では、比較的PTAはうまく

運営しているかもしれないが、地域、学校により、PTAの委員を選ぶのが難しいとか、活動が活性化しないといった地域差があるかと思うが、コミュニティ・スクールの導入によって変わる可能性もあると思っている。そういったことも含めて視点を広げて検討していただきたい。

事務局：子どもの放課後の居場所づくりについてだが、放課後の学習塾のようなものを話し合っただけで展開している例はコミュニティ・スクール導入以前にも見られている。コミュニティ・スクールが導入となれば、学校課題がそういった点にあるときには、「これは学校側と放課後子ども教室で補えますよ」あるいは不十分であれば、「地域でそういった居場所をつくることができますよ」という展開の広がりがあるかと思っている。教育課程の範囲での協力だけでなく、梨本委員のご指摘のような、その他の子どもたちの居場所づくりの点で、地域全体で子どもを育てていく体制づくりを考えていく上でも、コミュニティ・スクールは活かせると考えている。

PTAに関しては、あるPTA会長の例を聞いたことがある。今、若い保護者も「PTAは任意の団体」として顔を出さないということがあり、そのPTA会長は、個別訪問しPTAの良さを呼びかけ、また、「まずはPTAよりも悩みがあったら連絡をよこして」と言って、若いお母さん方の相談役にもなっているとのことだった。こういったPTA会長のような方々の気持ちを生かして、コミュニティ・スクールにより、PTA活動の活性化といった面でも可能性があると考え、梨本委員のご意見を伺っていた。

水谷委員長：PTAの話があったが、大内委員、山口委員から意見を聞きたい。

山口委員：やはり役員となると、皆さんが敬遠される。共働き世帯が増えており、PTA活動にも、授業参観などで学校にすら足を運ぶのが難しいという保護者も増えている中で、地域全体が子どもを見守ってくれると、保護者にとって心強い存在になると思っている。PTA活動では関われないが、違った形で学校とか別の活動に関わることができる保護者がもしかしたら出てくるかもしれない。新たな形を、PTAの方でも模索をしていく機会になるのではと思う。

大内委員：私の所属するPTAは宮城野区の中学校だが、地域柄、青葉区の小学校から入学するお子さんもいる。私の子は小松島小学校出身だが、小松島小学校は、進学先の中学校が台原中学校、五城中学校、幸町中学校、その他に附属中学校や、転勤する家庭も多いので、進学先の中学校も何カ所にも分かれるような地域になっている。健全育成の取組みなど、区によって、保護者が温度差に戸惑いを覚え活動している話を多く聞く。また、地域事情により、PTAの委員を何回も引き受けてもらうような保護者もいる。このような地域なので、コミュニティ・スクールがあれば、もっと様々な意見を、保護者なり地域の方と出し合っていけるのではと思い、このようなことが進んでいけばと感じている。

#### (5) コミュニティ・スクールについての意見交換

水谷委員長：残り時間が少なくなってきた。関連事業の説明について、検討委員会の趣旨、



あるいはコミュニティ・スクールや本市の現状について、これまでの説明全体を通してご質問、あるいはご意見等があったらお出しいただく時間にしたいと思う。

山川委員：先ほど梨本副委員長から、放課後子ども教室の活用というご意見が出て、長年携わっている身としては、大変嬉しく思った。昨今、どの地域でも、共稼ぎのご家庭、また一人親のご家庭が大変増えており、学校の教育活動の時間にはなかなか参画できないような方が増えている。また、年齢がいても仕事を続けている方もいるので、放課後子ども教室の活動時間、土曜日、日曜日、また、放課後の時間を有効に使って子どもたちとの関わりを持っていただくことが、コミュニティ・スクールということを考えても、必要なことではないかと思いきご意見を伺っていた。

これまでも長く学校に関わってきて、地域子ども教室の時代から、学校はなかなか地域を受け入れないでいた時代があった。今は「地域とともに歩む学校」ということで、仙台市では、地域の人たちの意見も十分に聞いてもらえるようになってきたが、まだまだ不足している部分があると日々感じている。今後のコミュニティ・スクールの検討の中で、より学校と地域の関係性づくりが進めていけることを期待している。

亀倉委員：本市での関連事業について。仙台市独自の取組みの説明を聞きながら、これまでの勤務校では、かなり同じことができていると感じていた。コミュニティ・スクールの検討にあたり、これまでの制度についてスクラップ・アンド・ビルドを想定しているのか質問したい。地域のご支援をいただけるのは、本当にありがたく、そういった方々を本校では評議員、そして学校関係者評価委員会の委員として迎えている。また新たな制度が入ってくることよっての負担増が懸念されるがいかがか。

事務局：学校現場において、負担が増えるのではといった心配はあろうかと思う。配付資料1「コミュニティ・スクール 2017」の6ページに、今ある仕組みを生かし発展していくことの有効性を述べている。例を挙げれば、コミュニティ・スクールの展開によって、学校評価の面もコミュニティ・スクールに取り入れる、学校評議員のような働き・機能もコミュニティ・スクールに含め、一体化した形で学校評議員制度を整理したという事例も多数ある。本市で導入した場合、関連事業の位置付けをどのように整理していくかということも議論が必要になると考える。

水谷委員長：機能を全部まとめ持たせることで、一つ一つの活動がうまくいなくなる場合もある。この点も含め、今後この委員会で検討していきたい。

島田委員：私の地域は比較的学校と連携がうまくいっている。先生方が転任してくるとまず言うのは「先生、この地域は行事が多くて大変ですよ」ということだ。地域行事はなかなか平日の日中にできないので土日の行事が多い。学校と連携をとるためには、私たちも現役の時には仕事を休んで、学校の時間に合わせて活動したが、地域の行事、例えば夏祭りとか、地域の防災訓練だとか、学校の協力を得るときには、土日でも先生方に応援をお願いすることになる。コミュニティ・スクールで、より一層、

学校や先生方の負担が大きくならないようにと思いながらも、お互いに連携をとって活動を活発にするためには、学校の都合のよい時間だけでは、地域は対応できないというのが現状である。

事務局：今の取り上げられた面が解決されないと、「地域とともに歩む学校」が大事と言っても先生方の負担感があったのでは、なかなか進まないことになる。本市では、「地域とともに歩む学校」を全ての学校教育の基盤に据えているが、一方で、教員が学校以外の地域の行事などに参加等はボランティアと位置付けていた。それを、今年度から、学校長の判断において、学校運営上必要な行事であるとした場合は「校務」扱いとなった。校長先生が必要と認めれば、「これは、学校運営上大事なことから、頑張ってお出でください。」と言って、先生方は、学校の仕事として参加可能になったということである。教育委員会でも、制度面の手当も一歩前進しており、今後、カバーできるかと考えている。

亀倉委員：本校でも地域に関わる活動に参加してくれる教員はいるが、同じ者が何回も携わっているという課題がある。いかに割り振りし、広げていくかということ課題として捉えている。

水谷委員長：そろそろ予定していた終了の時間に近づいてきた。この辺で、本日の説明及び意見交換を終了する。今日だけの説明で、なかなかコミュニティ・スクールの全体像を理解するのは難しい、また、これまで本市が進めてきた関連事業についてもまだまだ理解することもできていないと思う。コミュニティ・スクールを理解する上で、必要な資料や説明の要望があれば、事務局で次回までに、整理をして出しているのだが、委員の皆様から、今、気付く範囲で挙げてほしいが、いかがか。

島田委員：これまでの学校との連携とコミュニティ・スクールで、どこが明確に違っているのかということ、文書等で分かりやすく説明していただけたらと思っている。

水谷委員長：この点、事務局でよろしく願いたい。その他、思いついた段階で事務局へあるいは事務局から、早い段階で委員に確認を願いたい。それでは、これで意見交換、説明の時間は終了する。

## 8 事務連絡

この議事録について、会議の内容と相違ないことを認める。

平成 30 年 9 月 12 日  
コミュニティ・スクール検討委員会

署名委員

大内 エカリ 